

第6 各種制度について

訓練手当や障害年金の概要について紹介します。

1 訓練手当等について 【問い合わせ先：ハローワーク】

職業訓練を受講するにあたっては、様々な経済的負担を軽減する措置がとられています。それぞれ要件がありますので、詳細については居住地のハローワークにお問い合わせください。

(1) 訓練手当

求職者の知識及び技能の習得を容易にすることを目的とした給付金です。雇用対策法施行規則の該当者（例：障害者手帳所持者）で、ハローワーク所長の受講指示を受けて入校した人が対象となります。

(2) 雇用保険

雇用保険受給資格者で、ハローワーク所長の受講指示を受けて入校した人は、訓練修了まで給付が受けられます。給付の要件については、個々の状況により異なりますので、ハローワークに相談してください。

(3) 求職者支援制度

平成23年10月から「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」に基づく「求職者支援制度」が開始されました。

求職者支援制度とは雇用保険を受給できない人に対して、一定の要件（例：年収や資産による制限）を満たす場合は、給付金が支給されるとともに、ハローワークによる就職支援を実施することにより安定した就職を実現するための制度です。

2 障害年金について

傷病によって、一定程度の障害の状態になった人に対して支給される年金です。年金が受給できる対象となる場合がありますので、問合せ先にご相談ください。なお、【 】内は問い合わせ窓口です。

(1) 国民年金

- ・ 障害基礎年金【市区町村役場・年金事務所・年金相談センター】

障害等級1級または2級に該当する20才以上の者には、その障害の程度に応じ障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持している18歳到達年度の末日までにある子（または20歳未満で障害の程度が国民年金の障害等級に該当する子）がいる時は、その人数に応じて障害基礎年金に一定額が加算されます。

(2) 厚生年金

・障害厚生年金【年金事務所・年金相談センター】

厚生年金保険の被保険者であった者が、被保険者期間中に生じた傷病により、障害等級1～3級に該当する障害を有するに至った場合、その障害の程度に応じ、障害厚生年金が加算されます。

1級または2級に該当する障害厚生年金の受給権者によって生計を維持している65歳未満の配偶者がいる時は、障害厚生年金に一定額が加算されます。

【参考文献】

- ・平成24年度版障害者職業生活相談員資格認定講習テキスト（高齢・障害者雇用支援機構 2012）
- ・事業主と障害者のための雇用ガイド 障害者の雇用支援のために 平成23年（高齢・障害者雇用支援機構 2011）
- ・雇用の安定のために 平成23年度版（厚生労働省ほか）